

## IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案に関する TCFD コンソーシアム意見 (S1 全般的要求事項)

TCFD コンソーシアムは現在会員企業が約 650 を数え、世界の TCFD 賛同機関の 1/5 近くとなっている。TCFD コンソーシアムは、事業会社及び金融機関等による対話を通じて、TCFD 提言に基づく効率的で効果的な開示を促進し、その情報が適切に評価され資金供給が促されるような「環境と成長の好循環」に貢献していくことを目的としている。

TCFD コンソーシアムは、TCFD 提言のフレームワークに準拠した形での IFRS による公開草案の作成を歓迎し、市中協議により意見提出の機会が与えられることに感謝する。世界的に受け入れられている TCFD 提言のフレームワークに基づくことにより、これまでの知見の蓄積を効率的に活用した形での開示及び開示情報の活用が可能になる。また、TCFD コンソーシアムは、サステナビリティに関連する情報の開示は企業価値の評価に重要であるという IFRS の見解に賛同する。

また、2021 年 11 月の「プロトタイプ」から今回の公開草案に至る過程で、主要な懸念事項の一つとして挙げられてきた、「産業別開示要件」における地域固有の基準の記載が公開草案では概ね削除されたことを歓迎する。ただし、一部で引き続き、地域固有の基準が散見されるものがあり、継続した改善が望まれる。加えて、開示企業にとって難関であるシナリオ分析に関して、定性分析を含む代替手法が含められたことも、開示企業の利便性向上及びいっそうの開示促進の観点で歓迎する。

以下、2022 年 3 月に公開された IFRS サステナビリティ開示基準 S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に対して下記のようにコメントを行う。

### 1. マテリアリティ（質問 1：全般的なアプローチ）

IFRS サステナビリティ開示基準では、開示すべき項目が詳細に記載されている。ここで全般的要求事項の paragraph 60 における記載は、「重要性がない (not material) 場合には、提供する必要はない。」と記載されている。TCFD コンソーシアムは、開示にあたっては企業の創意工夫を活かした柔軟な開示が確保されることが望ましいと考えており、その意味で、重要性に応じた開示を行うべきという記載を歓迎する。しかしながら、全般的要求事項及び気候関連開示では、「開示しなければならない (shall disclose)」という文言が一貫して用いられており、全ての項目において開示が義務的であるかのような印象が強い。一方、実務の観点からは、仮に各社がマテリアリティに応じて開示項目を選んだとしても、投資家は業種横並びで比較するため、エンゲージメントを通じて、結果的に、マテリアルでない項目も開示しなければならないことが懸念されることからマテリアリティに応じて開示項目を選択した企業が不利に扱われないような記載の追加も検討してはどうか。

### 2. 適用される企業の規模（質問 3：範囲）

詳細な開示項目を設定することは特に中小規模の開示企業に負担を与えるものであり、例えば、開示

の情報量や項目を企業規模に応じ変えるといった基準を導入する方が、実務的と考える。

### 3. 重要性の定義（質問 8：重要性）

TCFD コンソーシアムは、全般的要求事項における重要性がある（material）情報について、企業価値の評価に影響を与える要因に限定する公開草案の記載に賛同する。

### 4. 報告の同時性について（質問 9：報告の頻度）

公開草案では、「関連する財務諸表と同時に報告すること」及び「サステナビリティ関連財務開示は財務諸表と同じ報告期間を対象とすること」が提案されている。TCFD コンソーシアムは、投資家目線ではこのような同時性は望ましいと捉えるものの、開示主体からみると報告するサステナビリティ指標と財務指標の報告時期が、それぞれの制度的要因により異なる場合があるため、このような要件について義務的な記載を行わないことが望ましいと考える。特に、サステナビリティ関連情報の収集タイミングと財務諸表の開示タイミングを合わせることが実務的に難しいという声があった。同時期に報告を求める場合は、同時期開示を可能とするための内部システム対応のための準備期間や移行期間等（3～5 年等）を設けてもらうことが実務的にも望ましいと考える。

### 5. 開示媒体について（質問 10：情報の記載場所）

TCFD コンソーシアムは、「一般目的財務報告に関する特定の法域の規制上の要求事項との衝突を防ぐ」ことを支持する。ここで、気候関連の情報には長期的なシナリオ分析のように不確実性の高いものがあることに加え、Scope 3 排出のようにサプライチェーン全体の GHG 排出量捕捉など実務対応が検討段階にあるものもあり、正確な記載を求められる一般財務報告の記載にそぐわない可能性がある。ここで一般財務報告においてどの程度の正確性が必要とされるかは法域により異なり、情報の記載場所については、開示主体の訴訟リスクを考慮する必要が生じる可能性があることに留意する必要がある。

また、たとえば日本では統合報告書での気候関連情報開示が実務として普及し根付いているが、この背景として、自由度が高くかつ柔軟な記述が可能である統合報告書を活用するほうが開示がしやすいとの開示企業の声大きいことが挙げられる。前述の制度的な要因と並び、このような地域性も考慮されることが望ましい。

以上の点に鑑み、情報の記載場所については、一般目的財務報告での開示に限られないことがより明らかとなるような記載とすべきである。

### 6. 不確実性及び企業機密への配慮（質問 17：その他）

全般的要求事項において開示が求められている内容には、不確実性が高いもの、企業機密に属するものが含まれると考えられる（特に Strategy や Resilience に係るパラグラフが要求する開示情報、S2 も同様）。パラグラフ 60 において開示はマテリアリティに依存すると記載されており、企業機密や知財権に抵触する情報の開示を求められないことも開示側の観点から重要である。これらの原則に関して、開

示者が判断を迷わないために具体的な例示を列挙するなどの記載を検討すべきではないか。